



市政ニュース

平成25年度上尾市栄誉賞受賞者

秘書室
TEL 775-13849
FAX 775-19861

上尾市では、広く市民の誇りとなる顕著な功績を挙げた人に、上尾市栄誉賞を贈呈しています。

今年度の受賞者は、上尾中央医科グループ会長中村秀夫氏に決定し、1月5日に上尾市文化センターで行われた「平成26年新春懇談会」の中で表彰されました。



表彰を受ける中村秀夫氏

【プロフィール】
なかむら・ひでお(上尾中央医科グループ会長)

昭和39年に上尾市立病院を引き継ぎ、上尾中央病院を開業。現在の

尾中央総合病院に至るまで50年間、地域医療の中核を担ってきた。また看護師などの人材育成や救急医療、介護の分野でも多大な貢献をした(10・11ページ参照)。

上尾初「自転車のまちあげおスマート・サイクル☆フェスタ」
まちづくり計画課
TEL 775-17629
FAX 775-19872

市で初めてのサイクルイベント「自転車のまちあげおスマート・サイクル☆フェスタ」を開催します。子どもから大人まで家族で楽しめる内容です。

▼とき 3月8日(土)午前9時30分～午後3時30分 ※荒天の場合は9日(日)に順延です。

▼ところ 上尾丸山公園多目的広場
▼内容 自転車スタンプラリー、子どもを対象にした自転車の乗り方教室、自転車試乗会、ファッションショー、グルメフェスタなど

※自転車の乗り方教室の参加者を募集しています。詳しくは、まちづくり計画課へ問い合わせください。



国民健康保険(国保)・後期高齢者医療制度加入者に高額介護合算療養費を支給

⇒保険年金課 TEL775-5136(国保給付担当)
TEL775-5125(高齢者医療担当)
TEL775-9827
⇒高齢介護課 TEL775-6473(管理給付適正担当)
TEL776-8872

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に両方の年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して一定の限度額を超えると高額介護合算療養費として支給されます。

▶対象 医療保険ごとの同一世帯内で介護保険のサービスを利用している国保加入者・後期高齢者医療制度加入者 ※対象期間中に世帯ごとの加入する健康保険が変わった場合、自己負担額証明書(各担当課へ申請)を提出することで合算できます。

▶申請・支給時期 2月以降(予定) ※具体的な申請手続きは、該当者へ保険年金課から通知します。

上尾市市制施行・体育協会創立55周年記念スポーツ講演会

スポーツ振興課
TEL 781-8112
FAX 776-2250

▼とき 2月22日(土)午後2時30分～4時(受け付けは2時～)

▼ところ 上尾市コミュニティセンターホール

▼内容 NPO法人ソフトボール・ドリーム理事長 宇津木妙子さんによる講演「努力は裏切らない」

▼対象 市内に在住か在勤または在学のスポーツ団体指導者とスポーツ愛好者

▼定員 150人(応募者多数の場合)

合は抽選)

▼参加費 無料

▼申し込み 往復はがきに住所、氏名、電話番号を記入して2月14日(金)まで(必着)にスポーツ振興課(〒362-8501本町3-1-1)へ



【プロフィール】うつぎ・たえこ
埼玉県出身。女子ソフトボール全日本選手として世界選手権などで活躍。現役引退後、女子ソフトボール日本代表監督に就任し、2度のオリンピックでメダルを獲得した。現在は東京国際大学女子ソフトボール部総監督などを務める傍ら、講演などで積極的に活動している。



後藤副市長が退任

秘書室
☎775-1384
☎775-1986
☎775-1986

副市長の後藤文男氏(64歳)が、12月31日付で退任しました。

後藤氏は市職員を経て、平成20年4月に副市長に就任し、長年にわたる市政発展のため尽力しました。



後藤文男氏

市民ギャラリー・市役所ギャラリーの申込方法、利用料金などが変更

生涯学習課
☎775-1949
☎776-1225

市役所ギャラリーに関する事務が用地管財課から生涯学習課に移管することに伴い、市民ギャラリー(宮本町2-1アリオコベール上尾サロン館2階)、市役所ギャラリー(本町3-1-1市役所本庁舎東側)の申込方法と利用料金などが変わります。

また市民ギャラリーでは、平成27年1月利用分から展示作品(自ら制作した作品)、その図録、その他作品に関連する物品に限り、販売する

▼利用料金など 表1のとおり
ことができるようになります。

【表1】利用料金など(平成27年1月利用分～)

上尾市ギャラリー	利用料金		利用単位	利用時間
	市内在住・在勤・在学の人	その他の人・市外の団体		
市民ギャラリー(230㎡)	47,000円	94,000円	木曜日～ 翌水曜日	午前10時～ 午後8時
市役所ギャラリー(61㎡)	5,000円	10,000円		

※市民ギャラリーの半面利用の区分はなくなります。
※木曜日は搬入で使用する場合だけ午前8時30分から利用できます。
※市民ギャラリーで販売を行う場合の利用料金は、上記料金の2倍になります。

▼申し込み 利用日の属する月の9カ月前の1日(1日が土・日曜日、祝日の場合はその翌日)が受付開始日になります(表2参照)。利用料金を用意して、生涯学習課(市役所7階)の窓口で申し込んでください。希望者が多い場合、受付開始の初日だけ抽選になります。抽選後空きがあった週は、随時先着順で受け付けます。

【表2】利用月・受付開始日

利用月	受付開始日
平成27年1月	平成26年4月1日(火)
2月	5月1日(木)
3月	6月2日(月)
4月	7月1日(火)
5月	8月1日(金)
6月	9月1日(月)
7月	10月1日(水)
8月	11月4日(火)
9月	12月1日(月)
10月	平成27年1月5日(月)
11月	2月2日(月)
12月	3月2日(月)

※抽選時間はいずれも午前9時からです。

※市役所ギャラリーの平成26年11月利用分は、4月1日から生涯学習課で受け付けます(利用料金は無料)。12月は改修工事で休館するため3月の抽選は行いませんので、ご注意ください。

●上尾市ギャラリー

「上尾市民ギャラリー」と「上尾市役所ギャラリー」があり、市民の美術作品などの展示ができます。趣味で絵を描いたり、写真を撮ったり、自分で作品を作っている人は、個展を開いてみませんか。また市民の皆さんによるさまざまな展示会が催されていますので、ぜひ鑑賞に来てください。

詳しくは生涯学習課に問い合わせてください。

課・室・事務局名	移転先	移転日
下水道課	水道庁舎1・2階	3月3日(月)
大規模道路対策室	本庁舎行政棟6階	
人権推進課	第3別館1階	3月10日(月)
宮繕課	4階	
農政課	5階西側(5階東側から移転)	3月17日(月)
農業委員会事務局	5階西側(5階東側から移転)	
まちづくり計画課	6階	
みどり公園課	6階	
開発指導課	6階	
建築指導課	6階	
子ども支援課	5階	
保育課	5階	
環境政策課	5階	
生活環境課	5階	
資産税課	2階(本庁舎議会議棟2階から移転)	3月24日(月)

平成26年度に実施する組織再編に向けて、課・室・事務局が左表のとおり移転します。新組織での業務開始は平成26年4月1日からになります。3月から順次移転します。
なお新設される部や課など新たな組織体制は『広報あげお』3月号でお知らせします。

課(室)の事務室を移転

庶務課
☎775-1496
☎775-1981
☎775-1981



こども医療費の登録は お済みですか

⇒こども支援課 ☎775-6819
☎774-5342

子どもが医療機関を受診したときに支払う医療費を助成します。助成を受けるためには登録が必要です。

▶対象者 市内に住所があり、健康保険に加入している中学校修了前の子ども ※他制度(ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費など)で医療費助成を受けている人はそちらが優先されますので、登録は不要です。

▶助成額 保険診療費または保険調剤費の自己負担分(高額療養費と家族療養費附加金を除く)

▶登録方法 子どもの氏名が記載されている健康保険証と保護者名義の普通預(貯)金口座が分かる物を用意して、こども支援課(市役所2階⑤番窓口)または支所・出張所へ

12月定例市議会 補正予算などの議案を可決・同意・答申

庶務課 ☎775-4963
☎775-9819

12月定例市議会は、12月2～20日の19日間の会期で開かれ、市の行政組織を再編するための条例改正や、再編に伴い各階の窓口や配置を変更するための経費を計上した一般会計の補正予算などの議案が審議されました。

このうち市長提出の議案では、今議会に提出された15議案と諮問2件が全て原案のとおり可決、同意または答申された他、9月定例市議会に提出されて継続審査になっていた平成24年度決算認定関係の8議案も原案どおり認定または可決されました。

●監査委員の選任

監査委員に、田中元三郎氏を選任することが同意されました。

●人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員の候補者に、千葉ふみ子氏と藤波政明氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。

食べ歩き・飲み歩きイベント

アゲバル AGEバル

⇒ AGEバル運営協議会事務局(☎776-3167)

JR上尾駅を中心に徒歩10分ほどの地域にある約60の飲食店などをチケットを使い飲食しながら巡り、おしゃれな店や美味しい店など、新たな店の魅力を再発見するイベントです。

※バルとは、スペイン語で喫茶店、立ち飲み居酒屋、社交場の意味です。

▶とき 2月8日(土)・9日(日)・13日(木)・14日(金)

▶チケット 700円券×4枚綴りで通常価格/2,800円前売り/2,500円(2月4日(火)まで)エージョ

▶チケット販売場所 あぴっと!(A-GEO・タウン内2階)、街バルジャパンホームページ(<http://machi-bar.jp/>)

▶参加店など AGEバル公式ホームページ(<http://age-bar.com>)に掲載

※バルチケット1枚で2月8・9日開催のあげお映画祭の入場券・粗品に引き換えもできます。またチケットを使いきれなかった場合は、2月23日(日)までAGEバル参加店で金券として使用できます。



イメージ写真

市制施行55周年記念

第40回上尾市民音楽祭

⇒生涯学習課(☎775-9496・☎776-2250)

①邦楽祭

▶とき 2月15日(土)午前11時～午後4時15分(10時30分開場)

▶ところ 上尾市コミュニティセンターホール

▶内容 市内20団体による箏、尺八、大正琴、文化琴などの演奏

②吹奏楽・器楽祭

▶とき 2月16日(日)午前11時30分～午後3時30分(11時開場)

▶ところ 上尾市文化センター大ホール

▶内容 市内11団体(学校含む)による吹奏楽、チューバ、バイオリン、ウクレレなど器楽の演奏

【①②共通】

▶入場料 無料

▶申し込み 当日、直接会場へ



昨年の市民音楽祭(吹奏楽・器楽祭)



市長 キラリ 通心



2,247個の太陽

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
大寒を過ぎ、春の訪れが待ち遠しい日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

全国各地より一足早い1月12日、市内2,247人の成人を祝うため、上尾市文化センターで行われた成人式に出席しました。会場の都合により市東側と西側に分かれての開催でしたが、学友との久しぶりの再会からあふれる笑顔や女性の華やかな着物姿など、快晴の空に負けない輝きに思わず目を細めました。

毎年「成人の日」を迎えると、決まって式の荒れ模様がテレビなどで報道されますが、上尾の成人式は、いつもきちんと節度を守りながら、笑顔の中で進められます。これも、新成人による実行委員会が中心となって会議を重ね、創意と工夫で自分たちの「大人への入学式」を盛り上げていこうという強い気持ちと同級生たちに伝わっているからだと思います。

成人式で一番の笑顔が生まれたのは、アトラクションで行われた恩師からのビデオレター(東側)と自らの中学校時代を映したスライドショー(西側)でした。また懐かしい恩師が登場する花束贈呈でも大きな拍手と歓声が起こりましたが、私は新成人が緊張した顔で読み上げてくれた「市民憲章朗読」が一番印象に残りました。「上尾市民憲章」は、市民生活の規範と目標を分かりやすく、やさしい言葉で表した5つの憲章からなり、昭和63年に制定されています。全ての憲章は「～上尾をつくります。」とあり、あたたかい上尾、活気ある上尾、美しい上尾、豊かな上尾、未来をひらく上尾をつくることを宣言しています。これから厳しい社会へと飛び出し、自らの力で暮らしを築いていくことになる新成人の皆さんには、この市民憲章を胸に、大人としての新たな一歩を踏み出してほしいと願っています。

『「若さ」の前に不可能もなければ、陰影もない。それは一切を突破する力であり一切を明るくする太陽である』。式典でもお話をさせていただきましたが、歌人、与謝野晶子が詠んだように、「若さ」が持つ力に不可能はありません。2,247個の太陽がこれからの上尾を創り、その輝く力で私たちのふるさと上尾を、そして私たちの大切な国、日本を明るく照らしてくれることを期待しています。

ガンバレ！ 新成人。

児童手当の申請をお忘れなく

⇒こども支援課(☎775-5120・☎774-5342)

児童手当は、家庭などでの生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、中学校修了前までの児童を養育している人に支給されています。

手当を受けるためには申請が必要で、手当の支給は原則請求の翌月からになります。出生や転入で、児童手当の申請をする場合は、出生日や転出予定日の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎて申請した場合、原則として遅れた月分の手当を受け取ることができませんので注意してください。

また転出や、児童を養育しなくなった、公務員になった(復職した)などの場合には、届け出が必要になりますので、問い合わせてください。

▶支給対象者 市内に住所があり、中学校修了前の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育している人

※児童の住所は市内にあるが、養育者の住所が市外にある人は、養育者の住所地で申請してください。

※公務員は勤務先で支給します。

▶所得制限限度額(平成25年度) 下表のとおり

扶養親族等の数(人)	限度額(万円)
0	630
1	668
2	706
3	744
4	782
5	820

※ここでいう所得とは税法上の所得を指すものであり、収入ではありません。

※扶養親族等の数は、税法上の扶養親族等の人数です。

※この表の限度額には、政令控除(一律8万円)があらかじめ加算されています。

※その他に、障害者・寡婦(夫)・勤労学生・雑損・医療費・小規模企業共済等掛金などの控除があった場合は、それらの金額を所得から控除します。

▶支給月額 下表のとおり

対象児童	月額(1人当たり)	
	所得制限額未満	所得制限額以上
3歳未満	15,000円	一律5,000円
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

※制度上の「児童」とは、18歳になった最初の3月31日までの人です。その「児童」のうち何番目に当たるかを「第1子」「第2子」と数えます。

▶支給月 6月/2～5月分、10月/6～9月分、2月/10～1月分

※平成25年6月の更新手続きが済んでいない場合は、2月定期支給を受け取ることができませんので、速やかに手続きしてください。10月に定期支給があった人は、手続きは済んでいます。



2月17日~3月17日 税の申告をお忘れなく

市・県民税(住民税)、所得税の申告の受付期間は2月17日(月)~3月17日(月)です。

⇒市民税課 ☎775-5131・5132
☎775-9846

市・県民税

問い合わせ
市民税課
(市役所2階)
☎775-5131
☎775-5132

前年度に市・県民税申告書を提出した人などに対して2月上旬に申告書を郵送します。申告書は、市民税課、各支所・出張所でも配布しています。

●申告が必要な人

平成26年1月1日現在で上尾市に住所があり、主に次の①~④のいずれかに該当する人が対象です。ただし、**税務署に確定申告をする人は、市・県民税の申告は不要です。**

- ①所得控除(生命保険料控除・社会保険料控除・医療費控除など)や、税額控除(寄附金税額控除)など各種控除を追加する
- ②給与所得者で次に該当する
- ・給与を2力所以上から受けている

公的年金等を受給している人は…

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし**確定申告が不要な人でも、市・県民税申告は必要な人もいます。市・県民税の「申告が必要な人」を参考に当てはまる人は、市・県民税申告書を提出してください。**
※上記の場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。また確定申告書の提出が要件になっている控除(純損失、繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告が必要になります。

所得がなかった人は…

平成25年中に所得がなかった人でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定、国民年金保険料免除の申請、障害基礎年金の所得状況届、幼稚園就園奨励費補助金の手続き、課税(非課税)証明書の交付を希望する場合など、所得がなかった旨の市・県民税申告が必要となることがあります。

給与収入金額1500万円超の人は…

税制改正により、平成26年度(平成25年分)から給与所得控除額が変わります。
改正前の給与所得控除額 / 給与収入金額 × 5% + 170万
改正後の給与所得控除額 / 245万円(一律)

市・県民税申告受付会場

とき	ところ	対象地区	
2月	17日(月)	緑丘・上町・仲町	
	18日(火)	文化センター	宮本町・愛宕・栄町・日の出・谷津
	19日(水)		東町・本町・原市(1316番地~1440番地)
	20日(木)	上平公民館	上平地区
	25日(火)		五番町・原市中一丁目、三丁目・原市北一丁目・原市団地
	26日(水)	原市公民館	原市(1316番地~1440番地と原市団地を除く)
	27日(木)		瓦葺(尾山台団地含む)
	28日(金)	大谷公民館	地頭方・大谷本郷・堤崎・中新井・戸崎・西宮下
3月	4日(火)		西上尾第二団地
	5日(水)	市民体育館	西上尾第一団地
	6日(木)		壱丁目・今泉・向山・川
	7日(金)	平方支所	平方地区
	10日(月)		中妻・浅間台
	11日(火)	大石公民館	弁財・井戸木・泉台・中分
	12日(水)		小泉・藤波・畔吉・領家・小敷谷(西上尾第一・第二団地除く)
	13日(木)	尾山台出張所	2月27日に受付できなかった瓦葺(尾山台団地含む)
	14日(金)	コミュニティセンター	春日・柏座・富士見
17日(月)	文化センター	上尾宿・上尾村・二ツ宮・上尾下・原新町	

※受付時間はいずれも午前9時30分~午後3時30分です。
※尾山台出張所は混雑が予想されるので、できるだけ2月27日の原市公民館においてください。
※対象地区は混雑を避けるための目安です。都合が合わない場合は、他の会場においてください。
※各会場は例年、大変混雑します。駐車台数に限りがありますので、公共交通機関を利用してください。

- ・勤務先で年末調整をしていない
- ・勤務先から上尾市に給与支払報告書が提出されていない ※提出の有無は勤務先に確認してください。
- ③給与・公的年金所得以外に所得があった(例/営業等、農業、不動産、市・県民税配当割が源泉されていない配当など) ※給与または年金所得者で、それ以外の所得が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、

- 市・県民税の申告は必要です。
- ④市外に住む親族の税法上の扶養になっっている

●申告に留意する物

- ①市・県民税申告書
- ②印鑑
- ③収入金額や経費が分かる書類
- 給与所得者 / 源泉徴収票
- 年金所得者 / 源泉徴収票
- 事業所得者 / 所得の計算の基になる

- 事業の収入金額や必要経費を記載した帳簿など
- ④各種控除を証明できる書類(平成25年1~12月に支払ったもの)

- 各種保険料控除 / 社会保険料(健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険など)や生命保険料・地震保険料などの支払金額を証明できる控除証明書など
- 医療費控除 / 医療費の領収書と、健



康保険・生命保険会社などから補てんされた金額の分かる書類 ※支払った医療費や補てん金額は、医療を受けた個人・医療機関ごとにあらかじめ集計してください。

障害者控除／障害者・療育・精神保健福祉などの手帳、障害控除対象者認定書

その他の控除／証明書や領収書など、それぞれの控除に必要な書類

●申告書の提出

①～③のいずれかの方法で提出してください。申告書に資料を貼りつけないでください。また必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。

①郵送

記入・押印済みの申告書に源泉徴収票や各種控除証明など(いずれもコピー可)を添付して、市民税課(〒362-18501本町3-1-1)に郵送してください。郵送された資料は返却しません。資料の返却や申告受付書が必要な人は、切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を同封してください。

②市民税課申告書受付用ポスト

市民税課の窓口に、申告書受付用ポストを用意しています。①郵送による提出と同様に準備したものを投かんしてください。

③申告会場

申告会場は4ページ表のとおりです。受付時間は午前9時30分～午後3時30分です。

※申告期間中(土曜日も含む)市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行っていません。

所得税

問い合わせ
上尾税務署
(〒362-8504 西門前577)
☎770-1800
(自動音声案内)

●申告が必要な人

- ①事業の収入がある人や、地代や家賃などの収入がある人で、平成25年中(1～12月)の所得の合計額が基礎控除や各種の控除の合計額より多い人
- ②給与所得者で次に該当する人
 - ・給与を2力以上から受けている
 - ・給与収入が2,000万円を超えている
- ③勤務先で年末調整をしていない
- ④公的年金収入が400万円を超える人
- ⑤給与または年金以外に20万円を超える所得がある人

申告をする人

※公的年金受給者は4ページの「公的年金等を受給している人は」もご覧ください。

所得税の確定申告をした人は市・

県民税の申告は不要ですが、配当所得や市・県民税に該当する寄附金、年少扶養控除がある場合など、必要に応じて確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に必要事項を記入してください。

●申告に用意する物

- ①確定申告書
- ②印鑑
- ③本人名義の通帳(還付申告をする人だけ)
- ④その他、必要に応じて4ページの市・県民税の「申告に用意する物」を参考にしてください。

※確定申告書などの各種様式や手引きなどは、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできる他、上尾税務署で配布しています。

●申告書の提出

所得税の確定申告は、2月17日(月)～3月17日(月)です。還付申告は、2月14日(金)以前でも行えます。次のいずれかの方法で提出してください。

- ①郵便か信書便による送付
- ②税務署の時間外收受箱への投かん
- ③e-Tax(電子申告)での送信
- ④税務署での受け付け

※給与収入や年金収入だけの人(A申告書対象者)は、市・県民税申告会場(4ページ表)でも申告できます。

す。営業・譲渡所得など(B申告書や分離課税対象者)がある人や、新たに住宅借入金等特別控除を受ける人は、税務署で申告してください。※申告会場は大変混雑します。申告書の作成は、国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され便利です。作成したデータはe-Taxで送信するか、印刷して上尾税務署への郵送などで提出してください。

上尾税務署
2月23日・3月2日(日)は開庁
⇨上尾税務署(☎770-1800(自動音声案内))

確定申告期間中の平日(月～金曜日)以外でも、2月23日・3月2日に限り確定申告の相談、申告書の收受、納付の相談を行います。申告相談受付時間は午前9時～午後5時です。※現金納付の窓口業務は行いません。

当日は混雑が予想されます。駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用してください。

JR北上尾駅東口から徒歩約20分。JR上尾駅東口から朝日バス(羽貫駅・伊奈学園総合高校行)で「上平支所前」下車、徒歩3分。市内循環バス「ぐるっとくん」上平循環・東西循環で「上尾税務署前」下車



消費生活講演会「メディアに 惑わされない食生活」

消費生活センター
☎775-10800
☎776-46600

正しい食の情報を読み取り方、フードファイブズム(食べ物や栄養が健康や病気に与える影響を過大に信じること)について学びます。

▼とき 2月27日(木)午後2～4時
▼ところ 上尾市コミュニティセンター視聴覚室

▼内容 講演『メディアに惑わされない食生活～食の情報の見分け方～』
▼講師 日本で初めて「フードファイブズム」の概念を紹介した食情報第一人者である高橋久仁子さん(群馬大学教育学部教授・農学博士)

▼対象 市内に在住の人
▼定員 60人(先着順)
▼参加費 無料
▼申し込み 2月3日(月)～20日(木)に電話で消費生活センターへ

春季全国火災予防運動 3月1～7日

消防本部予防課
☎775-11314
☎775-12230

「消すまでは、心の警報 ONのまま」を統一標語に、3月1日(土)～7日(金)に、春季全国火災予防運動が実施されます。

火災が発生しやすい時季が続きます。火の元、火の取り扱いには十分注意しましょう。また住宅用火災警報器を設置し、万が一の火災に備えましょう。

市消防本部では、火災予防運動期間中に防災無線や消防車両による広報活動を実施する他、次のような取り組みを実施します。

- 一般家庭を対象とした市消防職員による住宅防火診断
- 住宅用火災警報器の取り付けサポート

緑の募金(家庭募金)へのご協力 ありがとうございました

みどり公園課
☎775-8129
☎775-9872
公社 埼玉緑化推進委員会
☎824-5978

昨年9・10月に実施した「緑の募金(家庭募金)」では多くの支援と協力を頂きありがとうございました。募金総額は468万6,944円になりました。

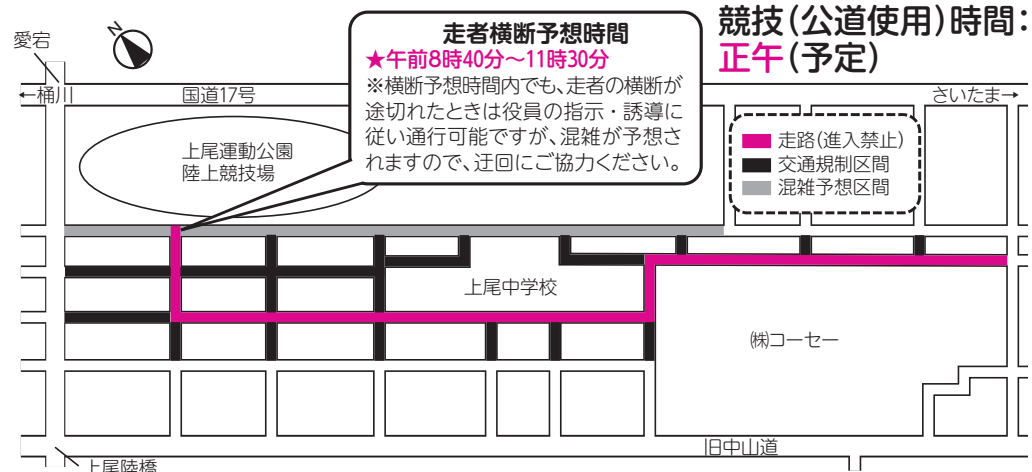
皆さんから寄せられた募金は、(公社)埼玉県緑化推進委員会を通して募金総額の5割を上尾市緑の基金に繰り入れし、緑化の推進と緑地の保全事業のための資金にしています。今年度は新築記念樹事業費やふれあいの森の維持管理費の一部として活用します。

上尾市民駅伝競走大会の交通規制にご協力を

⇒スポーツ振興課(☎781-8112・☎776-2250)

第32回上尾市民駅伝競走大会を2月9日(日)に開催します。当日駅伝コースになる道路は、ランナーの通過する時間帯が交通規制になります。特に下図に示した部分の道路は大幅な交通規制が行われますので、車やバスなどでお出掛けのときは注意してください。

また市民の皆さんとランナーの安全のため、大会競技役員からの指示・誘導に従い、コース内の駐車もご遠慮ください。当日はコース周辺が大変混雑してご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



※走路沿いの駐車場などに車両を駐車し、競技時間内に車両を移動する人はスポーツ振興課へ連絡してください。



通学区見直し区域
登下校サポーター募集

学務課
☎775196004
☎775156633

通学区を見直した区域で、通学班編成ができない低学年児童などを登下校時に見守る登下校サポーターを募集します。

▼勤務日・時間 月～金曜日・1日2時間

▼勤務内容 浅間台・小泉(西小学校区)、地頭方・壱丁目(平方東小学校区)、上郷北(上平北小学校区)の地域と、上尾道路地下道(壱丁目地区)で小学生の登下校をサポートする

▼時給 820円(予定)

▼雇用期間 4月1日～平成27年3月26日

▼募集人数 12人程度

▼申し込み 申請書(学務課(市役所7階)にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送で2月21日(金)まで(必着)に、学務課(〒362-8501本町3-1-1)へ



読者の
ひろば

「わくわくクイズ」(裏表紙参照)で、読者の皆さんから寄せられた「広報あげお」の感想(月平均47通)の一部を紹介します。

↓広報課 ☎77514918
☎77618873

市 長キラリ通心(4月号)の「おもいやり算」が分かりやすく私も実行していこうと思えました。今後も暮らしに役立つ情報の提供を期待します。(女性・50歳)

い つも楽しく読んでいます。体験田植えの記事を見て参加したいと思つています。僕らが気軽に体験できることを、これからもよろしくお願ひします。(男性・7歳)

見 出しを付けていただけないでしょうか? 見出しがあれば、簡単に今月の行事、催しものが識別できます。工夫してみたいかがですか?(男性・79歳)

土 ・日曜日の予定は、広報の催し物をチェックして決めています。カレンダーのようにして、その日にどんな催しがあるか一目見て分かるような表があるといいです。(女性・35歳)

小 学校給食レシピは作り方が簡単そうで、作ってみようと思ひ切り抜いてみました。(女性・54歳)

催 しなどがまとまっていて便利なので活用しています。グルメ特集などがあれば、もっと楽しめると思ひます。(男性・28歳)

7 月号の特集で上尾駅周辺の記事がありました。10年通勤で通い、その後結婚して上尾市民になりました。歴史を知ることができてよかったです。特に上尾駅今昔写真館は面白かったです。(女性・35歳)

上 尾歴史散歩の中で、鴨川の大洪水があったと知りびっくりしました。上尾についてまだまだ知らないことがたくさんあります。(女性・73歳)

あ げおジュニア通信は分かりやすく、子どもたちのことを思い浮かべながら読んでいます。(女性・68歳)

今 月の健康はいつも必ず切りに抜きしています。本当に役に立ち助かっています。(女性・68歳)

ア ッピーのイラストがとていろいろクイズを出してください。(男性・14歳)

ご み出しの支援「ふれあい収集」があるのを知りませんでした。一人暮らしや体調が悪い時は助かりますね。(女性・73歳)

※内容は一部要約しています。



『広報あげお』は、読者の皆さんの感想を参考にし、より良い誌面作りを目指しています。これからの皆さんの感想をお寄せください。